サンタ・エコ医療研究会　会則

第 1 章　総則

（本会則の目的）

第 1 条　サンタ・エコ医療研究会（以下「本会」という。）は本会の定款に定める事項が円滑かつ公正に実施されることを目的として本会則を定める。

（名称）

第 2 条　本会は、サンタ・エコ医療研究会と称する。

（事務局所在地）

第 3 条　本会の事務局を以下に置く。なお、事務局を本会の住所地とする。

〒720-0838　広島県福山市瀬戸町山北 450-1　さいきじんクリニック内

電話（084）949-2777　FAX（084）949-2888

（設立日）

第 4 条　本会の設立日を以下のとおりとする。

2018 年 7 月 15 日

第 2 章　目的及び事業

（目的）

第 5 条　本会は、エコ医療の発展を目指し、研究、社会的活動を行い、業界保守及び発展のため、技術的、倫理的基準を設け、国民の健康の向上を目的とする。

（事業）

第 6 条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1）エコ医療の向上に関する調査、研究、知識の普及
2）学会、セミナー、その他の集会の開催、及び研修の実施
3）サンタ・エコ医療を実践し社会貢献できる人材育成
4）地域、国民に向けたエコ医療の啓蒙活動、及びボランティア活動
5）他の医療団体、民間療法、代替療法、統合医療団体との連携による
　エコ医療としての活動
6）会誌の刊行と広報に関する事業
7）会員相互の親睦、融和、ならびに地位向上に関する事業
8）その他、目標のために必要な事業

第 3 章　会員

（会員）

第 7 条　本会に賛同していただける皆様をサンタ・エコ医療のサンタクルーとする。

本会の会員は、個人、法人を問わないものとする。一般会員、普及会員、企業会員を定め理事会の承認を持って特別会員を置くことができる。

本会の会員の年会費は一般会員￥3,000－普及会員￥5,000－企業会員￥30,000－と定める。

会費未納の場合は会員資格が消滅する。本会に不利益な行為を行った会員は、理事会の承認を持って会員資格が消滅する。

1）一般会員

サンタ・エコ医療研究会に賛同する方。

2）普及会員（サンタクルー）

サンタ・エコ医療研究会に賛同し、活動に積極的に参加し、普及活動する方。

研究会の勉強会、セミナー参加費が割引価格で参加できる。

3）企業会員

サンタ・エコ医療研究会の思いや活動に賛同し、普及する企業、団体。

サンタ・エコ医療研究会ＨＰに、団体、企業の紹介ページが製作される。

研究会の勉強回、セミナー参加費が割引価格で参加できる。8 名まで会員となる。

附則

会の役員は次の会員とする。

代　表　〒720-0838 広島県福山市瀬戸町山北 450-1　さいきじんクリニック院長　齋木豊徳

副代表　〒060-0062 札幌市中央区南 2 条西 6 丁目 5-3　皮脳療法研究会　主宰　　八巻滋倶

この規約は、サンタ・エコ医療研究会設立日である 2018 年 7 月 15 日より施行する。